

参考資料①

活動経費の考え方

区分	対象経費	対象外経費
資材費 材料費	○事業に活用する資材費・材料費 【例】農器具、苗、試食・試飲の材料費、 料理教室に使用する材料費 原材料費 他 ○その他消耗品(事務用品等)	○事業に直接使用されない資材 費・材料費 ○酒代、懇親飲料代 等 ○本事業以外に転用可能な道具、 備品(専ら本事業に使用される ものを除く)
旅費	○講師、パネラー、指導者、協力者等の開催場所等 までの交通費および宿泊費 (ただし、高額な部分は除く) ○開催場所までの事務局の交通費	○当事業と関係のない交通費、宿 泊費 ○講師等の宿泊に伴う飲食代、電 話料金、クリーニング代等 ○使用内訳が不明瞭な電車代、業 務用車両の燃料代、有料自動車 通行料等 ○グリーン車料金、タクシー代等 の過大なもの
謝礼金 賃金	○講師、指導者、協力者等に対する謝礼金 (ただし、高額な部分は除く) ○作業委託にかかる謝礼金 ○専ら事業のためのアルバイト等の短期の人件費	○実施団体職員(事務局)に対す る人件費
印刷製本費 広告費	○資料等の印刷費、作成費用、複写費、製本費等 ○新聞告知費・製作費、募集ポスター、チラシ作製 費、新聞折り込み料、広告に係る代理店企画料等	○自社の営利に係る広告費 ○当事業と無関係な広告費
借料・損料	○当事業に係る物品(テント等)や会場、農地の借上 げ料、バス・レンタカーの借上げ料、借用衣類の クリーニング代等 ○ブース代等イベント参加のための費用 ○参加者や関係者のための傷害保険等の掛け金	○当事業と無関係な借料・損料 ○通常業務との使用区分が不明 確なもの
通信運搬費	○活動資料等の輸送費、郵便代 等 ○必要な物品の搬送料、有料道路使用料 等	○電話やFAXの使用料 ○使用内訳が不明瞭な電車代、業 務車両の燃料代、有料自動車通 行料等
会議費	○会議室使用料、会議付帯設備使用料、会議資料作 成費、資料等の印刷費、会議運営など打合せに関す る経費(茶菓子、弁当代等)	○酒代、懇親飲料代等 ○茶菓子、弁当代であっても過大 なもの ○当事業と無関係な会議費
その他	○その他、上記以外の経費とする。	

参考資料②

支出を証明する書類について

支出を証明する書類とは、「領収書」などの支出を明らかにするもののコピーをさします。
作成した表や、見積書は該当しません。

【支出を証明する書類例】

支出を証明する書類 1 つにつき 赤字 で番号を記載する。
また、「報告書」の支出額内訳と関連づける。

宛名は申請する法人名になっているか

金額は明記されているか

購入物は明記されているか

購入日は明記されているか

支払先は明記され、印鑑は押されているか

①

領 収 書

鹿児島商事 様

¥ 10,000 -

但し、 資材代 として

平成〇〇年 7 月 10 日 上記 正に領収いたしました。

〇〇〇農業協同組合
鹿児島市鴨池新町 15

印

※ 金額が見えにくい場合には、蛍光ペンをひく等して、分かりやすくしてください。

【基本】

- ・事業実施団体が企業として営利目的で実施するものはNG。
- ・事業実施団体が内部(職員等)向けに実施するものはNG

1. 「食」に関する県民の理解を深める事業

実施例		可否	注意点
1	地産地消の食材を使った料理教室	○	・転用可能な備品の購入はNG。 (専ら本事業に使用する目的であれば可) 【例】 まな板、包丁など
2	「和食」をテーマにしたトークセッション	○	・自社商品の販売促進につながる広告等はNG。 ただし、並行して実施する場合は妨げない。 【例】 「和食」に関連する自社商品を販売することは可。しかし、販売にかかる全ての経費は対象外とする。
3	「鹿児島の郷土料理を食す」バスツアー	○	・自社商品の販売促進につながる広告等はNG。
4	野外イベント会場で地産地消の食べ物を扱う店を出店	○	・転用可能な備品の購入はNG。 (専ら本事業に使用する目的であれば可) 【例】 まな板、包丁など
5	「弁当」レシピ本の制作	○	・販売目的のものはNG。 ・配布の際は、フォーラムロゴを明記する。 ⇒データで欲しい場合は事務局まで。
6	笑味ちゃんエプロンを無償で配りたい	△	・一般消費者向けの料理教室等での使用は可。
7	健康増進につながるウォーキング大会	△	・ウォーキング大会のみの開催はNG、例えば同時に「食」「環境」につながる催しを実施すれば可。
8	地産地消のバイキングレストランをはじめたい	×	・実施団体の営利目的にあたるためNG。
9	従業員で地産地消のバーベキューを楽しみたい	×	・実施団体の職員向けなのでNG。
10	学校と協力して商品開発を行いたい	△	・学校教育の一環として、商品開発を行う場合は可 ・販売に係る経費についてはNG

※ 上記事例は原則を示したものになり、実際の事業実施の可否は審査にて決定いたします。ご了承くださいませようお願いいたします。

2. 「環境」に関する県民の理解を深める事業

実施例		可否	注意点
1	清掃活動	○	・自社内は除き、所在地の市町村内に限る。 ・転用可能な備品の購入はNG。 (専ら本事業に使用する目的であれば可)
2	植樹活動	○	・転用可能な備品の購入はNG。 (専ら本事業に使用する目的であれば可) 【例】スコップ、脚立など
3	野菜苗の配付	○	・グリーンカーテン用等事業の趣旨にあったものに限る。
4	田んぼアート	○	・転用可能な備品の購入はNG。 (専ら本事業に使用する目的であれば可) ・田んぼの収穫物等の販売は認められない。
5	鹿児島の竹を使い、地域の人たちとキャンドルナイト	○	・火災保険に加入すること。
6	地域の子供たちに農業・漁業や環境の大切にする体験を行いたい	△	・カヌー×、陶芸×、魚釣り△、養殖見学○、お絵かき体験(環境を大切にする風景などであれば○)。
7	蛭に住みやすい環境づくりのため、ホタルブロックを施したい	△	・ただし、ブロック建造のみはNG。例えば、河川の清掃活動など合わせて行うこと。
8	会社の玄関にめだかや水草を入れた水槽を設置したい	×	・企業の外観整備にあたるためNG。

※ 上記事例は原則を示したものになり、実際の事業実施の可否は審査にて決定いたします。ご了承くださいませようお願いいたします。

ご質問は下記までお願いします。
 よい食・環境鹿児島県民フォーラム事務局
 (JA鹿児島県中央会 暮らしの活動推進課)
 TEL : 099-258-5141
 FAX : 099-284-1090
 E-Mail : m.kamiyashiki@chu.ks-ja.or.jp